

援護等関係事務にかかる市町事務交付金取扱要綱

- 1 知事は、市町が執行する戦傷病者や戦没者遺族等にかかる援護事務について、下記のとおり算出した額を予算の範囲内において「援護等関係事務にかかる市町事務交付金」として概算により交付する。
- 2 知事は、下記のとおり算定した額を年間経費とし、各市町長に対し交付内示する。
 - (1) 基本額
各市町ごとに5千円とする。
 - (2) 件数割額
予算額から前項の合計額を除いた残額を次のとおり比例按分する。
特別弔慰金については5年度前の特別弔慰金支給法に基づく請求書の受付件数により比例按分し、その他の援護事務については、前年度における各種援護関係法に基づく請求書の受付件数により比例按分する。
- 3 市町は、前項の交付内示に基づき、援護等関係事務にかかる市町事務交付金の申請書(別紙様式第1号)を、交付内示日から30日以内に知事あて提出するものとする。
- 4 知事は、申請書を受理したときは、30日以内に交付の決定を行うものとする。
- 5 援護等関係事務にかかる市町事務交付金は、下記の援護等関係事務以外の目的に使用してはならない。
 - (1) 当該交付金は、市町において戦傷病者および戦没者の遺族等にかかる各種法律に基づく申請手続、書類進達に要する経費であること。
 - (2) 当該交付金の対象経費は、消耗品費および印刷製本費ならびに通信運搬費とすること。
- 6 当該交付金は、地方公共団体の歳入に繰り入れ対応科目を設け、他の経費と区分すること。
- 7 交付金の精算については、当該年度終了後30日以内に知事あて精算書(別紙様式第2号)を提出するものとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の援護等関係事務にかかる市町事務交付金の交付から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の援護等関係事務にかかる市町事務交付金の交付から適用する。